

会

議

午前 10 時 0 分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（高橋智江君） 朗読いたします。

発議第 8 号。平成29年12月14日

下田市議会議長、竹内清二様。

北朝鮮の核実験等に抗議し、世界の平和を求める決議。

上記の決議を下田市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。

北朝鮮の核実験等に抗議し、世界の平和を求めるため。

なお、提出者、賛成者の敬称は省略させていただきます。

提出者、下田市議会議員、沢登英信。

賛成者、下田市議会議員、土屋 忍。同じく橋本智洋。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ただいまより議会運営委員会を第 1 委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 2 分休憩

午前 10 時 8 分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎追加日程

○議長（竹内清二君） 本日、下田市議会会議規則第14条の規定に基づき、13番 沢登英信議員より、発議第 8 号 北朝鮮の核実験等に抗議し、世界の平和を求める決議の議案提出がありました。この際、発議第 8 号を日程に追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

発議第8号を日程第1の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第8号を日程第1の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることと決定いたしました。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第61号 下田市民文化会館指定管理者の指定について、議第62号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について、議第63号 下田市都市公園指定管理者の指定について、議第64号 下田市私債権管理条例の制定について、議第66号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について、議第67号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第68号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第69号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第70号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第71号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議第72号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上11件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、橋本智洋君の報告を求めます。

3番 橋本智洋君。

〔産業厚生委員長 橋本智洋君登壇〕

○産業厚生委員長（橋本智洋君） おはようございます。

産業厚生委員会審査報告。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告させていただきます。

記。

１．議案の名称。

- １）議第63号 下田市都市公園指定管理者の指定について。
- ２）議第66号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について。
- ３）議第68号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第7号）（本委員会付託事項）。
- ４）議第69号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。
- ５）議第70号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。
- ６）議第71号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。
- ７）議第72号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

２．審査の経過。

12月11日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より白井建設課長、永井市民保健課長、鈴木環境対策課長、長谷川産業振興課長、佐々木観光交流課長、鈴木上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

３．決定及びその理由。

- １）議第63号 下田市都市公園指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- ２）議第66号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- ３）議第68号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第7号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- ４）議第69号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- ５）議第70号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第71号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第72号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上で報告を終わります。

○議長(竹内清二君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹内清二君) 質疑はないものと認めます。

これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

お疲れさまでございました。

次に、総務文教委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

8番 鈴木 敬君。

〔総務文教委員長 鈴木 敬君登壇〕

○総務文教委員長(鈴木 敬君) 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第61号 下田市民文化会館指定管理者の指定について。

2) 議第62号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について。

3) 議第64号 下田市私債権管理条例の制定について。

4) 議第67号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第68号 平成29年度下田市一般会計補正予算(第7号)(本委員会付託事項)。

6) 議第69号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

7) 議第70号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

2. 審査の経過。

12月11日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より井上総務課長、日吉税務課長、黒田統合政策課長、高野防災安全課長、土屋福祉事務所長、土屋学校教育課長、土屋生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第61号 下田市民文化会館指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第62号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第64号 下田市私債権管理条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第67号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第68号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第7号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第69号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第70号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上であります。

○議長（竹内清二君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 議第63号について、下田市都市公園指定管理者の指定についてお尋ねをしたいと思います。

〔発言する者あり〕

○13番（沢登英信君） 失礼しました。議第61号及び第62号についてお尋ねをしたいと思います。

ご案内のように、指定管理を公募によらない形で、管理公社的な側面の強い下田市の振興公社に委託をする。しかし従来、5年間で一定の区切りとして、指定管理の委託をしてまいったと思うわけであります。ところが今回3年間で区切り、平成30年から平成33年までの3年間だと、こういう形になっているわけでありますけれども、この公社の状況を見ますと、人事管理上も人員が足りないとか、大分若い人が採用できずに、運営上いろいろ問題点を来しているというような指摘も、この中でされていようかと思うわけであります。そういう状態の中で、やはり一定の従来5年間の指定期間で進めてきたということが計画上、そういう意味ではスムーズな面があろうかと思うわけです。それがなぜ3年間という形で2年間短縮してしまったのか。そしてやはりこの施設から考えますと、一定の区切りがありながらも、公社に非公募による指定を進めていくという、こういう関係にやはり下田市と下田市振興公社の関係はあるんじゃないか、そう考えていいんじゃないかと思うわけでありますけれども、非公募によらない形で、今後当局が検討するというようなことを含めて3年間というような区切りをしているのかどうなのか、そこら辺はどのような検討がされたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 委員長。

〔総務文教委員長 鈴木 敬君登壇〕

○総務文教委員長（鈴木 敬君） その件に関しましては、産業厚生委員会でも同じような質疑をなされたのかどうか分かりませんが、総務文教委員会においては、5年間で3年間にすることについての質疑というのは、委員会の中ではありませんでした。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

お疲れさまでございました。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第61号 下田市民文化会館指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第61号 下田市民文化会館の指定管理者の指定について、反対の立場を表明させていただきます。

非公募によります文化会館を振興公社に指定をするということに異論があるわけではありませんが、振興公社と下田市との関係から考えますと、やはり公社を信頼して管理をしていただくと、こういうことの観点からいきますと、従来5年間の指定期間という形で、5年間の一定のスパンの中でいろいろな計画がなし得ると、こういう形で進められてまいったかと思うわけであります。ところが当局の一方的な都合で、この5年間の3年間に短縮する、こういうような形のものは、やはり議会としてきっちりチェックをしていく必要があるんじゃないかと、そういう意味で期間の変更を認めると、最低やはり5年間の指定期間を定めるべきである、こういう観点からこの議案に反対であります。

以上です。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

1番 進士為雄君。

〔1番 進士為雄君登壇〕

○1番（進士為雄君） 議第61号 下田市民文化会館指定管理者の指定についての議案についての賛成意見を述べたいと思います。

今反対意見の中で、従来5年のものを3年にしたということで反対の意見があったわけですが、当委員会のほうでは議論の中で、高齢化ですか、職員の高齢化で技術等のノウハウがうまく伝授されるのに少し不安があるとか、そのような話もありました。もう一つあるのがやはり管理運営費ですね。管理運営費の中に自主事業で上げた利益というんですか、利益を含むのはおかしいんじゃないかというような議論もありました。

委員会の中でも、今後の要するに振興公社に委託するものについては、少し問題があり、これからもう少し考えていかなきゃいけないというような意見が多く出たんですけれども、当然振興公社は公益法人ですから、先ほど沢登議員のほうからもありましたけれども、公募によるものじゃなくて、当然市のほうでも考えている文化の向上とかいろいろな話からしま

すと、収益を上げることが目的よりも、そういうところに目的があるんで、今後こういう管理委託費のものをどう考えるかという問題というか、疑義があったわけですが、そういう面からしてでもやはり5年という長いスパンよりも、3年でもう一度見直す機会があったほうが当委員会のほうではよかろうというようなそれは私の勝手な思いかも知れませんが、そのような考え方を含めまして、今後の文化会館を含めての公社のこれからの運営について考える中には、短い期間というか、3年の中で決めていったほうが再度の見直しができるんじゃないかというふうに私は思いますんで、そういう面からして賛成の意見とさせていただきます。

終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

ご異議がございますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第61号 下田市民文化会館指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第62号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第62号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定につきましても、第61号と同様の理由で、やはりこれも5年のスパンをきっちりとするべきであると。しかも下田市と振興公社との関係は、指定管理の制度でありながら、振興公社の職員が一生懸命努力して収益を上げますと、指定管理料を自主的にカットすると、こういうような仕組みといたらいいいんでしょうか、そういうものもあると。具体的に指定管理者の努力をきっちりと評価していないと、こういう点もこの5年を3年にしてしまっていんだというような

安易な当局の姿勢というのは、やはりきっちりとチェックをしてまいらなければならないと、こう思いますので、反対であります。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7 番 大川敏雄君。

〔7 番 大川敏雄君登壇〕

○7 番（大川敏雄君） 私は賛成する立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

要は5年を3年にしたというのは、ご承知のとおり下田市はいわゆる国の指導もありますけれども、公共施設を全面的に見直さなきゃいかんと。当面はこの庁舎の跡地だとかあるいは学校の統合によるところのその跡地等を先行していくと思いますが、要は早い機会に全面的に見直すというそういう姿勢の中で3年を設定したということで、他意はないわけであります。そういうようなことで賛成いたします。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第62号 下田市民スポーツセンターの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第63号 下田市都市公園指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13 番 沢登英信君登壇〕

○13 番（沢登英信君） 議第63号 下田市都市公園指定管理者の指定について、ご案内のように61号、62号と同様に、下田振興公社に指定をすると、こういう内容であります。やはり5年を3年に縮めると、その内容は大川議員が言われたように、まさに他意があるわけがあります。公共施設の見直しのために3年間にするんだと、この都市公園や市民文化会館等々が3年で廃止していいようなものではないと。市民サービスをきっちりと進めていくと

いう、こういう姿勢こそが必要であろうと思うわけであります。3年間である場合には、指定管理を廃止するというような不安を与えるような姿勢は、当然とるべきではない、5年間でしてきたものは、やはり5年間のスパンを与えて契約をしていく、こういう姿勢こそが求められるのでありまして、まさに国の公共施設の見直しをするんだと、全くこの指定の期間とは関係のない方向のものを持ち出して3年にすると、こういう姿勢こそ改めていただかなければならないと、私は思うものであります。

以上です。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番 小泉孝敬君。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 議第63号において、賛成の立場から発言をいたします。

下田市都市公園指定管理者として下田市振興公社は、これまでの実績、ノウハウ、サービス、経営管理において評価でき、適当で期待できるものと私は思います。

また、先ほど沢登議員からも出ております指定期間については、これは総務省の市町村に対し、公共施設等の総合管理において、個別施設計画を32年までに策定することを求められており、有利な交付税の公共施設適正管理推進事業債の活用を考えれば、今後柔軟な対応もできますし、期間を3年としたことはやむを得ないと認めます。

以上をもちまして賛成といたします。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第63号 下田市都市公園指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第64号 下田市私債権管理条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第64号 下田市私債権管理条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第66号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第66号 下田市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第67号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第67号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第68号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第7号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第68号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第7号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第69号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第69号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第70号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第70号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第71号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第71号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第72号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第72号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告

のとおり、これを可決することに決定いたしました。

◎発議第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、発議第8号 北朝鮮の核実験等に抗議し、世界の平和を求める決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 発議第8号 北朝鮮の核実験等に抗議し、世界の平和を求める決議。

上記の決議を下田市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成29年12月14日提出。

提出者、下田市議会議員、沢登英信。

賛成者、下田市議会議員、土屋 忍。下田市議会議員、橋本智洋。

提案理由ですが、北朝鮮の核実験等に抗議し、世界の平和を求めるためであります。

朗読して提案にかえさせていただきます。

北朝鮮の核実験等に抗議し、世界の平和を求める決議。

2017年8月29日、北朝鮮西岸より発射された弾道ミサイルが北海道襟裳岬上空を通過し、1,180キロメートルの太平洋上に落下したとの報に接した。また、9月15日にも発射された。9月30日に北朝鮮が6回目の核実験を実施した。さらに、11月29日にも弾道ミサイルを発射した。これらの暴挙に強く抗議する。

わが国のみならず国際社会の平和と安全への重大な脅威であり、核兵器廃絶と世界平和を願う人々に対する挑戦である。

平成21年12月11日に平和都市宣言を可決した下田市議会としても、北朝鮮に対し、これ以上平和と安全を脅かす行為を行わないよう、また、誠実に核軍縮に取り組み、今後、一切の核実験を実施せず、保有するすべての核の廃絶を行うことを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成29年12月14日、静岡県下田市議会。

以上です。

○議長（竹内清二君） 提出者の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お疲れさまでございました。提出者は自席にお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第8号 北朝鮮の核実験等に抗議し、世界の平和を求める決議は、原案のとおり可決することと決定いたしました。

○議長（竹内清二君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成29年12月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時46分閉会